

説明資料(抜粋)

農業の生産性の向上のための スマート農業技術の活用の促進に関する法律について (スマート農業技術活用促進法)

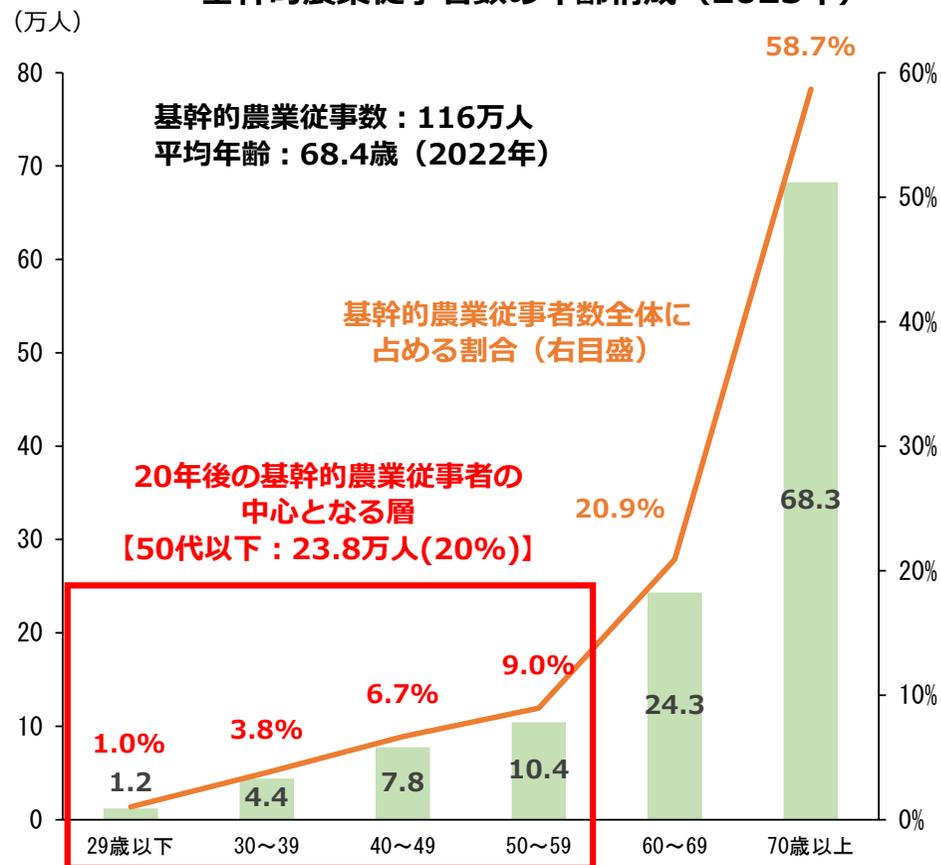
令和6年8月

農林水産省

人口減少下での農業政策（背景）

- 今後20年間で、**基幹的農業従事者は現在の約1/4（116万人→30万人）にまで減少**すること等が見込まれ、**従来の生産方式**を前提とした農業生産では、**農業の持続的な発展や食料の安定供給を確保できない**。
- 農業者の減少下において生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するためには、農作業の効率化等に資する**スマート農業技術の活用**と併せて**生産方式の転換**を進めるとともに、**スマート農業技術等の開発・普及**を図ることで、**スマート農業技術の活用を促進する必要**。

基幹的農業従事者数の年齢構成（2023年）



資料：農林水産省「農業構造動態調査」（2022年、2023年は概数値）
注：基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。

スマート農業技術の活用の促進に当たっての課題

- スマート農業技術の活用の促進に当たっては、**スマート農業技術に適した生産方式への転換を図りながら、その現場導入の加速化と開発速度の引き上げを図る必要。**

人手を前提とした慣行的な生産方式 (現状)

出荷規格に合わせて収穫するには、
人手が必要だが、
将来、人員を確保することも難しく、
営農を続けられないかも…



スマート農業技術に適した生産方式への転換 (目指す姿)

実需者ニーズに合わせて、機械で一斉収穫ができるよう
畝間を広げ、品種を変えたら、スマート農業機械
が良く機能したよ。これなら、農業が続けられるね



農業の現場では…

- ✓ 衛星データを活用して農機を直進制御する技術等、一部の農機等では実用化が始まっている



GNSSガイダンス、自動操舵システム



ドローン

スマート農業技術の現場導入を加速させ、その効果を十分に引き出すには、ほ場の畝間拡大、均平化や合筆、枕地の確保、作期分散、出荷の見直し等、**スマート農業技術に適した生産方式への転換が重要**

技術の開発では…

- ✓ ニーズの高い野菜や果樹の収穫ロボット等の技術開発は難度が非常に高く、実用化に至らず



自動収穫機での収穫に失敗したキャベツ



開発者

異業種で培った技術を農業分野に生かしたいけど、ほ場も作物の生育もバラバラで手が出せないなあ。。

開発速度を引き上げるには、スマート農業技術に適した生産方式への転換により開発ハードルを下げつつ、**開発が特に必要な分野を明確化して多様なプレーヤーの参画を進めることが重要**

関係者の声

- ✓ 農業分野の研究機関（農研機構等）や生産現場に伝手がなく、技術開発や生産現場への橋渡しがうまくできない。
- ✓ ほ場などの条件が多岐にわたることや、慣行的な栽培方法へのこだわり、作物ごとの転用が困難なことが技術の開発・導入双方のハードルを上げている。
- ✓ 技術開発・供給側と生産現場側の両方の歩み寄りが重要。

スマート農業技術活用促進法※の概要

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律

- 農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、
- ①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（**生産方式革新実施計画**）
 - ②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（**開発供給実施計画**）
- の認定制度の創設等の措置を講ずる。

農林水産大臣（基本方針の策定・公表）

【法第6条】

（生産方式革新事業活動や開発供給事業の促進の意義及び目標、その実施に関する基本的な事項 等）

↑ 申請

↓ 認定

↑ 申請

↓ 認定

①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（**生産方式革新実施計画**）

【法第7条～第12条】

【生産方式革新事業活動の内容】

- ・**スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセット**で相当規模で行い、農業の生産性を相当程度向上させる事業活動

【申請者】

- ・生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等※1（農業者又はその組織する団体）

※1 継続性や波及性を勘案し、複数の農業者が有機的に連携して取り組むことが望ましい

（スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式革新事業活動の促進に資する措置を計画に含め支援を受けることが可能）

【支援措置】

- ・日本政策金融公庫の長期低利融資
- ・行政手続の簡素化（ドローン等の飛行許可・承認等）など

②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（**開発供給実施計画**）

【法第13条～第19条】

【開発供給事業の内容】

- ・農業において特に必要性が高いと認められる**スマート農業技術等※2の開発**及び当該スマート農業技術等を活用した**農業機械等又はスマート農業技術活用サービスの供給を一体的に行う事業**

※2 スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

【申請者】

- ・開発供給事業を行おうとする者（農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試等）

【支援措置】

- ・日本政策金融公庫の長期低利融資
- ・農研機構の研究開発設備等の供用等
- ・行政手続の簡素化（ドローン等の飛行許可・承認）など

【税制特例】①の計画に記載された設備投資に係る法人税・所得税の特例（特別償却）、②の計画に記載された会社の設立等に伴う登記に係る登録免許税の軽減 5

生産方式革新実施計画の認定を受けるメリット

①金融上の特例措置

日本政策金融公庫の
長期低利融資

日本政策金融公庫から**長期低利の融資**を受けられます。

- 償還期限を25年以内とする等、**大規模投資にも対応**。
- 据置期間を5年以内とし、事業者の**初期償還負担を軽減**。
- 貸付金の使途に**長期運転資金**も設定。

②税制上の特例措置

投資促進税制

生産方式革新事業活動に必要となる機械等の取得等をした場合に**特別償却（機械等32%※1、建物等16%）を適用**を受けることができます（令和9年3月末まで）。

※1スマート農業技術を組み込んだ機械装置については、7年以内に発売されたものに限る。スマート農業技術活用サービス事業者、食品事業者は機械装置にのみ適用され、特別償却率が25%となる。

③その他の特例措置

野菜法の特例

認定計画に従い、産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業を行う場合、**指定産地外の農業者等も契約指定野菜安定供給事業に参加可能**となります。



航空法の特例

ドローン等の無人航空機による農薬散布等の特定飛行を行う場合の**航空法上の許可・承認の手続きがワンストップ化**されます。



農地法の特例

農地をコンクリート等で覆う措置を実施する場合の**農地法に基づく届出がワンストップ化**されます。



開発供給実施計画の認定を受けるメリット

①金融上の特例措置

日本政策金融公庫の
長期低利融資

日本政策金融公庫から**長期低利の融資**※を受けられます。

- 償還期限を25年以内とする等、**大規模投資にも対応**。
- 据置期間を5年以内とし、事業者の**初期償還負担を軽減**。
- 貸付金の使途に**長期運転資金**も設定。

※開発した製品の供給の取組に必要な資金が貸付対象
(研究開発の取組は貸付対象外)

②税制上の特例措置

登録免許税の軽減

認定を受けた開発供給実施計画に従って行う会社の設立、出資の受け入れ、これに伴う不動産の所有権の移転等の際の**登録免許税の軽減**を受けることができます（令和9年3月末まで）。

③その他の特例・支援措置

農研機構の
研究開発設備等の供用等

試験ほ場やロボットトラクタなど農研機構が保有する**研究開発設備等の供用等**を受けることができます。



試験ほ場



ロボットトラクター

種苗法の特例

新品種の品種登録を行う場合の**出願料・登録料（1～6年目）が減免**されます。

農業競争力強化
支援法の特例

農業競争力強化支援法に規定する事業参入に該当する場合、**中小機構による債務保証**を受けることができます。

航空法の特例

ドローン等の無人航空機による農薬散布等の特定飛行を行う場合の**航空法上の許可・承認の行政手続がワンストップ化**されます。

スマート農業技術の活用の促進のための国の措置

*基本方針(案)を基に作成。
施行までに、変更の可能性があります。

- 本法律の施行を契機に**関係府省庁連携の下**、スマート農業技術の活用の促進に関する取組を一体的に進めるために「**スマート農業技術の活用の促進に関する関係府省庁連絡会議**」を設置。
- 第一回会合を令和6年6月26日(水)に開催し、関係府省に対し、「スマート農業技術の展開に向けた**知的財産の保護**や国際標準化の推進についての方策」、「**スマート農業技術に係る教育・実習等を進める方策**」、「**産業機械やロボットの製造業やスタートアップ等のスマート農業技術の開発供給への参入の促進を含め、認定開発供給実施計画を後押しする方策**」等、スマート農業技術の活用の促進に向けた検討を依頼し、各府省から連携を進めていく旨の発言。

・生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関するその他重要事項<基本方針第4の1(1)>

- 関係府省庁等が連携して施策を推進する体制の構築

国は、法第20条第3項の規定の趣旨を踏まえ、関係府省庁申合せにより設けられた**関係府省庁連絡会議**を通じ、関係府省庁の連携の下、**スマート農業技術の活用の促進に関する取組を一体的に推進することとする**。また、同条第3項に規定する関係する独立行政法人との連携及び協力についても、関係府省庁連絡会議や第三に定める協議会の中で、具体的な方策を検討し、実施するものとする。

スマート農業技術の活用の促進に関する関係府省庁連絡会議 構成員

内閣官房	地理空間情報活用推進室 参事官 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 審議官	農林水産省	輸出・国際局 知的財産課長 消費・安全局 植物防疫課長
内閣府	科学技術・イノベーション推進事務局 企画官 宇宙開発戦略推進事務局 参事官		農産局 技術普及課長 畜産局 総務課畜産総合推進室長、畜産振興課長
総務省	知的財産戦略推進事務局 参事官 情報流通行政局 地域通信振興課長		経営局 経営政策課長、就農・女性課長 農村振興局 整備部 設計課 計画調整室長
文部科学省	総合通信基盤局電気通信事業部 基盤整備促進課長 初等中等教育局 参事官(高等学校担当)		農林水産技術会議事務局 研究調整課長、 研究企画課長、 研究推進課長
経済産業省	高等教育局 専門教育課長 製造産業局 産業機械課長 産業技術環境局 成果普及・連携推進室長 (現：イノベーション・環境局 総務課 イノベーション推進政策企画室長)	(事務局長)	大臣官房政策課 技術政策室長(事務局) 農林水産技術会議事務局 研究総務官
国土交通省	航空局安全部 無人航空機安全課長		

スマート農業技術の活用促進のための国の措置

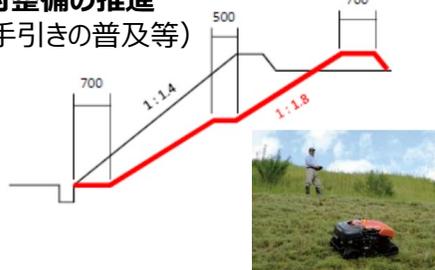
【法第20条第3項】

スマート農業技術を活用するための農業生産基盤の整備

- スマート農業技術の活用に適した農業農村整備の推進
(自動走行農機等に対応した農地整備の手引きの普及等)



ターン農道の整備



中山間地域等での緩傾斜化

スマート農業技術を活用するための高度情報通信ネットワークの整備

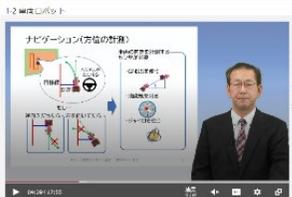
- RTK-GNSS基準局やLPWAの導入推進



RTK-GNSS基準局の導入 農村における情報通信環境整備のイメージ

スマート農業技術の活用に係る人材の育成及び確保

- 農業大学校・農業高校等でのスマート農業技術に関する教育や産学官の有識者等による伴走支援の実施

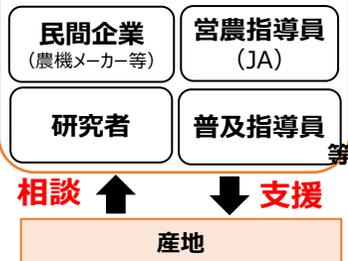


スマート農業技術の活用に関する教材の充実



現役農業者・教員向け研修会の開催

スマートサポートチーム



スマート農業技術を活用した農作業の安全性の確保

- スマート農業技術を用いた農作業の危険性の調査・分析、農業者やメーカー等への情報提供 (農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドラインの普及等)



リスクアセスメントの実施



ロボット農機の安全使用の訓練の実施等

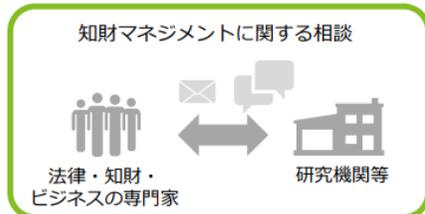
スマート農業技術等に関する知的財産の保護及び活用

- データ提供環境の整備、ガイドラインの普及・ルールづくり、相談体制の強化、教育・研修の実施、権利取得の推進、技術の標準化の検討・促進
(農業分野における営業秘密の保護ガイドライン、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドラインの普及等)

(スマート農業技術等を活用して得られるデータの例)

- ・スマート農機等で取得した作業データ等
- ・センシング技術等で取得したほ場のデータ等
- ・病虫害の発生状況や登熟具合の画像データ等

農業分野の技術・ノウハウ等を営業秘密として保護

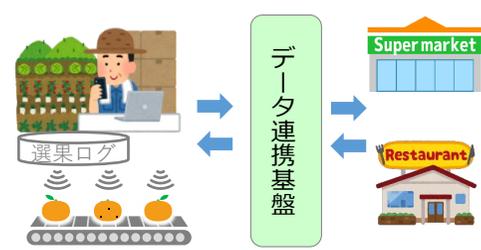


その他の必要な措置

- スマート農業技術の進展に応じた制度的対応、農業データ連携基盤の活用促進



オープンAPIによる農機間のデータ連携



農業データの川上・川下間のデータ連携

スマート農業技術を活用して生産性向上に取り組む 農業者等への新たな支援制度がスタートします！

スマート農業技術活用促進法※

「生産方式革新実施計画」の認定を受けることで
さまざまなメリット措置が受けられます。

計画認定により受けられるメリット措置

➤ 日本政策金融公庫から長期低利の融資を受けられます。

- 償還期限を25年以内とする等、大規模投資にも対応
- 据置期間を5年以内とし、事業者の初期償還負担を軽減
- 貸付金の使途に長期運転資金も設定

➤ 設備投資の際、税制上の優遇措置が受けられます。

- 機械等の取得等をした場合に、特別償却を適用
- 特別償却により、導入当初の税負担を軽減

(その他のメリット措置)

【出荷契約の際の
野菜法の特例の適用】



【行政手続のワンストップ化】
(航空法の特例) (農地法の特例)



認定の対象となる事業活動については裏面へ ➡

申請者等

<申請者> 農業者又はその組織する団体

スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式革新事業活動の促進に資する措置を計画に含めることも可能

認定の対象となる事業活動

スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセットで**相当規模**で行い、農業の生産性を**相当程度**向上させる事業活動

スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入(取組例)



直播ドローンの活用



直播適性の高い品種の導入



ロボットトラクタの活用



出典：
合筆前圃場は国土地理院空中写真

ほ場の合筆



無人運搬ロボットの活用



省力樹形の導入による動線の確保



搾乳ロボットの活用



フリーストール式畜舎の導入

●相当規模(規模の要件)

・本事業活動で取り組む品目における、申請者の作付面積等のおおむね過半で取り組むこと。

●相当程度(計画の目標)

・計画全体で農業の労働生産性*を5%以上向上させること。
・本事業実施前と比較し、所得が維持されること。また、それが正となること。

●実施期間

・原則5年以内(果樹等の植栽又は育成を伴う場合等は10年以内で設定可能)

なお、表面のメリット措置の活用にあたっては、それぞれ別途要件があります。

また、スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者もそれぞれ独自の要件があります。

*労働生産性…付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費) / 労働時間or取組人数

スマート農業技術活用促進法については、
随時、新しい情報を農水省HPに掲載しますので、ご覧ください。
詳しい内容については、お近くの地方農政局等へお問い合わせください。



スマート農業技術の開発とその供給に取り組む事業者への新たな支援制度がスタートします！

スマート農業技術活用促進法※

「開発供給実施計画」の認定を受けることでさまざまなメリット措置が受けられます。

計画認定による受けられるメリット措置

➤ 日本政策金融公庫から長期低利の融資※を受けられます。

- 償還期限を25年以内とする等、大規模投資にも対応
- 据置期間を5年以内とし、事業者の初期償還負担を軽減
- 貸付金の使途に設備投資だけでなく長期運転資金も設定

※開発した製品の供給の取組に必要な資金が貸付対象です（研究開発の取組は貸付対象外）

➤ 農研機構が全国に有する研究設備等を利用することができます。



試験ほ場



ロボットトラクタ

➤ 会社の設立や出資の受入れ等の際、税制上の優遇措置が受けられます（登録免許税の軽減）

➤ 行政手続のワンストップ化が可能です。

- ドローン等の無人航空機による農薬散布等の特定飛行を行う場合の航空法上の許可・承認の手続がワンストップ化されます。（航空法の特例）

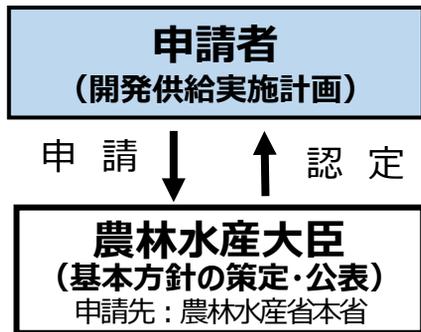
➤ 新品種の品種登録を行う場合の出願料・登録料が減免されます。（種苗法の特例）

➤ 中小機構による債務保証が受けられます。（農業競争力強化支援法の特例）

認定の対象となる事業活動については裏面へ ➡

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律
令和6年6月21日公布、令和6年10月1日施行予定です

認定のフロー



<申請者>

スマート農業技術の開発・供給を行う事業者

- ・ 農機メーカー
- ・ スタートアップ
- ・ サービス事業者
- ・ 大学、公設試験研究機関 等

認定の対象となる事業活動

スマート農業技術等の開発 (①) と開発した製品の供給 (②) を一体的に取り組む事業活動が対象です。

① スマート農業技術等の開発

(主な要件)

- 基本方針に掲げる**開発供給事業の促進の目標の達成に資すること**
- スマート農業技術等***に該当する技術であること 等

※ スマート農業技術の他、その効果を高める**種苗、肥料、農薬**その他の農業資材も対象です。



② スマート農業技術等の供給

(主な要件)

- 農作業の慣行的な方法と比べて**品質又は費用の面で優位性を有すること**
- 当該農業資材を適切に使用するために**必要な措置 (アフターサービス) を実施すること**。
- 当該スマート農業技術に**適合した生産の方式の内容を明確にし、その供給に当たって一体的に普及するよう努めること** 等

「開発供給事業の促進の目標」とは…

人口減少下においても生産水準の維持を可能とする労働時間の削減割合及びその実現に必要なスマート農業技術等を「開発供給事業の促進の目標」として、農林水産大臣が設定。

(抜粋) 果樹・茶作の場合

農作業の区分		スマート農業技術等	生産性の向上に関する目標
営農類型等	農作業の類型		
果樹・茶作 (かんきつ、りんご、かき、ぶどう、くり、うめ、日本なし、もも、おうとう、茶等)	栽培管理	・自動収穫機の汎用化等を通じた受粉、摘果、摘粒、摘葉、ジベレリン処理、剪定、剪枝、整枝、被覆等の省力化に係る技術	労働時間 60%削減
	除草及び防除	・急傾斜地等の不整形な園内における自律式走行除草機等の除草作業の省力化に係る技術 ・ドローンや自律走行型の農薬散布機等の防除作業の省力化に係る技術	労働時間 80%削減

<取組例>



複数の事業者が**共同して申請することも可能**です！

【農機メーカーによる取組】

- ① ネギの自動農薬散布ロボットの開発



【サービス事業者による取組】

- ② 開発した①の技術を用いた農薬散布サービスの展開



実施期間は、原則**5年以内**です

(ただし、新品種の育成等、事業の実施に相当な期間を要する場合は10年以内で設定可能です)

スマート農業技術活用促進法については、随時、新しい情報を農水省HPに掲載しますので、ご覧ください。

◆担当：農林水産技術会議事務局研究推進課 TEL:03-3502-7438

